

中央新幹線長野県駅（仮称）新設工事に伴う 土曽川橋りょうへの要対策土活用に関する確認書

飯田市（以下「市」という。）と東海旅客鉄道株式会社（以下「ＪＲ東海」という。）は、中央新幹線長野県駅（仮称）新設工事において、別紙１に示す令和７年１月２７日に長野県からＪＲ東海へ通知した『「中央新幹線長野県駅（仮称）新設工事における環境保全について」に対する助言』を踏まえ、別紙２－１及び別紙２－２のとおり計画している「土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）で定める土壌溶出量基準値（以下「土対法基準値」という。）に適合しない自然由来の重金属等を含み、土壌汚染対策法に準じて最終的な対策をとる発生土」（以下「要対策土」という。）を活用することに関し、次のとおり確認する。

（用語の定義）

第１条 「関連地区」とは、上郷地区及び座光寺地区のことをいう。

２ 「関連地区の行政窓口」とは、市リニア推進部、市上郷自治振興センター及び市座光寺自治振興センターのことをいう。

３ 「関連地区の地元組織」とは、上郷まちづくり委員会、北条まちづくり委員会、丹保まちづくり委員会、座光寺地域自治会、共和地区及び下羽場地区のことをいう。

４ 「異常」とは、別紙３に記載の水質調査（以下「水質調査」という。）において、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成９年３月環境庁告示第１０号）別表」に記載の基準値（以下「環境基準値」という。）に適合しない結果が確認されたことをいう。

（全般）

第２条 ＪＲ東海は、「中央新幹線長野県駅（仮称）新設工事における環境保全について」（令和４年１０月公表、令和６年９月１３日更新、令和７年３月２６日差替）（以下「保全計画書」という。）の内容を遵守する。

（施工管理）

第３条 ＪＲ東海は、前条に基づき、要対策土の運搬、取卸し及び投入の各作業において土砂が飛散しないよう確実に施工を行うものとする。

２ ＪＲ東海は、投入作業を別紙４のとおり実施するものとする。

３ ＪＲ東海は、別紙２－１及び別紙２－２に示すケーソン基礎毎の投入作業が完了した後、施工写真を関連地区の行政窓口を送付する。関連地区の行政窓口は、関連地区の地元組織へ施工写真を送付し、また、窓口来訪者に対して、施工写真を閲覧させることができることとする。

（水質調査）

第４条 ＪＲ東海は、保全計画書に基づき、水質調査を別紙３のとおり実施するものとする。

２ ＪＲ東海は、水質調査とは別に、別紙３の「調査地点：水質（河川水）」のうち下流側の調査地点において、要対策土の取扱中に施工管理の一環として砒素を対象に、河川水の水質確認（以下「河川水質確認」という。）を週１回実施する。

３ ＪＲ東海は、前項の河川水質確認結果の写しを関連地区の行政窓口を送付する。関連地区の行政窓口は関連地区の地元組織へ結果を伝達し、また、窓口来訪者に対して、河川水質確認結果を閲覧させることができることとする。

４ ＪＲ東海は、水質調査のうち、「水質（河川水）」及び「水資源（地下水の水質）」における自然由来の重金属等の調査結果について、回覧等で関連地区に周知するとともに、関連地区の集会所等に掲示を行う。

(異常時における対応)

第5条 J R 東海は、保全計画書に基づく異常時における対応について、別紙5に示す「異常時の対応フロー」により対応するものとする。

2 J R 東海は、別紙5の「異常時の対応フロー」のうち関係各所への報告について、別紙6に示す「異常時における連絡体制」に従い、速やかに連絡するものとする。

3 市及びJ R 東海は前2項の対応について、協力して実施するものとする。

4 別紙5に示す対策工及び補修工において、J R 東海所有地外へ影響する際は、関係する地権者と協議するものとする。

(損害の賠償)

第6条 J R 東海は、J R 東海の土曾川橋りょう工事における要対策土の取扱いにより他人に損害を生じさせたと認められる場合は、法令に基づいて、適切に対応するものとする。

(内容等の変更)

第7条 本確認書の内容を変更する必要があるときは関連地区へ相談し、市及びJ R 東海は相互に協議のうえ、変更するものとする。

(その他)

第8条 本確認書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は関連地区へ相談のうえ、市及びJ R 東海は相互に協議して対応するものとする。

以上、本確認書の締結の証として、本書2通を作成し、市及びJ R 東海が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和 7 年 6 月 6 日

市

飯田市

飯田市長

佐藤 健

J R 東海

東海旅客鉄道株式会社

中央新幹線推進本部

中央新幹線建設部

名古屋建設部長

加藤 均

「中央新幹線長野県駅（仮称）新設工事における環境保全について」 に対する助言

I 総論

1 全般的事項

- (1) 工事の実施及び工事用車両の運行に当たっては、「中央新幹線長野県駅（仮称）新設工事における環境保全について」（以下「環境保全計画書」という。）に記載した環境保全措置を確実に実施し、地域住民の生活環境及び自然環境への影響を回避又は最大限低減するよう努めること。
- (2) 工事の実施等による環境への影響を鋭敏に捉え、環境保全計画書に記載した内容以外にも、状況に応じて適切な環境保全措置を講じる等、積極的かつ柔軟な対応を行うこと。

2 水環境

- (1) 工事排水の放流に当たっては、漁業権者である下伊那漁業協同組合、河川管理者等の関係機関と十分な協議を行い、周辺に生息する魚類等に影響を及ぼさないよう必要な対策を講じること。
- (2) 水資源のモニタリングの実施内容における、「土壌汚染状況調査等の結果と、土壌汚染対策法に定める基準との差が小さい場合」とはどのような場合か環境保全計画書に具体的に追記すること。

3 その他

工事用車両の運行に当たっては、歩行者や一般車両の安全が確保されるよう、関係機関や地域住民と協議や調整を行い、必要な対策を講じること。

II 土曽川橋りょう橋脚での要対策土の使用

事業者が、実行可能な範囲内でできる限り環境への影響を回避・低減するという環境影響評価のベスト追求型の視点に立てば、土曽川橋りょう周辺は、住居が多く存在し、地下水位が高く水利用もあることを踏まえ、本来は、当初計画どおり現地発生土の使用が好ましいと考えられる。その上で、要対策土の使用に当たっては、環境保全計画書に記載している内容に加え、以下アからサに記載の対策を講じること。

<環境保全措置>

ア 要対策土の運搬や橋脚基礎部への投入に当たっては、例えば運搬車両のタイヤ・車体に付着した要対策土の洗浄、住宅街の運搬を可能な限り避ける運行ルートを選定、容器を用いた投入等の具体的な対策を検討し、要対策土の飛散・流出の防止を徹底すること。

<水質調査>

イ 橋脚基礎部の河川下流側のみではなく、上流側においても同時に河川の水質の調査を行い、水質への影響を的確に把握すること。具体的には、環境影響評価技術委員会において追加するとした内容を確実に実施すること。

ウ 地下水の流向は、重金属等の漏洩による地下水への影響の有無を把握する上で非常に重要な情報であることから、現時点で想定される橋脚基礎部付近の地下水の流向とその根拠を環境保全計画書に追記すること。

加えて、今後、橋脚基礎部付近の地下水の調査データをもとに、季節変動を含めた詳細な地下水の流向を把握し、環境保全計画書に追記するとともに把握した結果を踏まえて適切な地下水の水質調査地点を設定すること。

エ 橋脚基礎部の下流域では、地下水や土曾川の用水が田畑や養魚場で利用されていることから、飯田市と調整の上、それらの水利用への影響の有無及び程度を的確に把握できる地点においても、継続的に水質調査を行うこと。

オ 要対策土に係る地下水や河川水の調査結果について速やかに分かりやすく公表するとともに、関係機関や地域住民への丁寧な説明に努めること。

<異常時の対策>

カ 地下水の水質の調査結果が環境基準に適合しない場合や、基準に適合する結果であっても橋脚基礎部から重金属等が漏洩したおそれがあると考えられる場合の具体的な対策を環境保全計画書に追記すること。また、これらの場合には、直ちに関係機関や地域住民へ情報共有を行うとともに、必要な対策を講じること。

キ 橋脚基礎部から重金属等が漏洩した場合に備え、橋脚基礎部の破損箇所の修復や原因物質の除去等の汚染源への対策も予め検討しておくこと。

<その他>

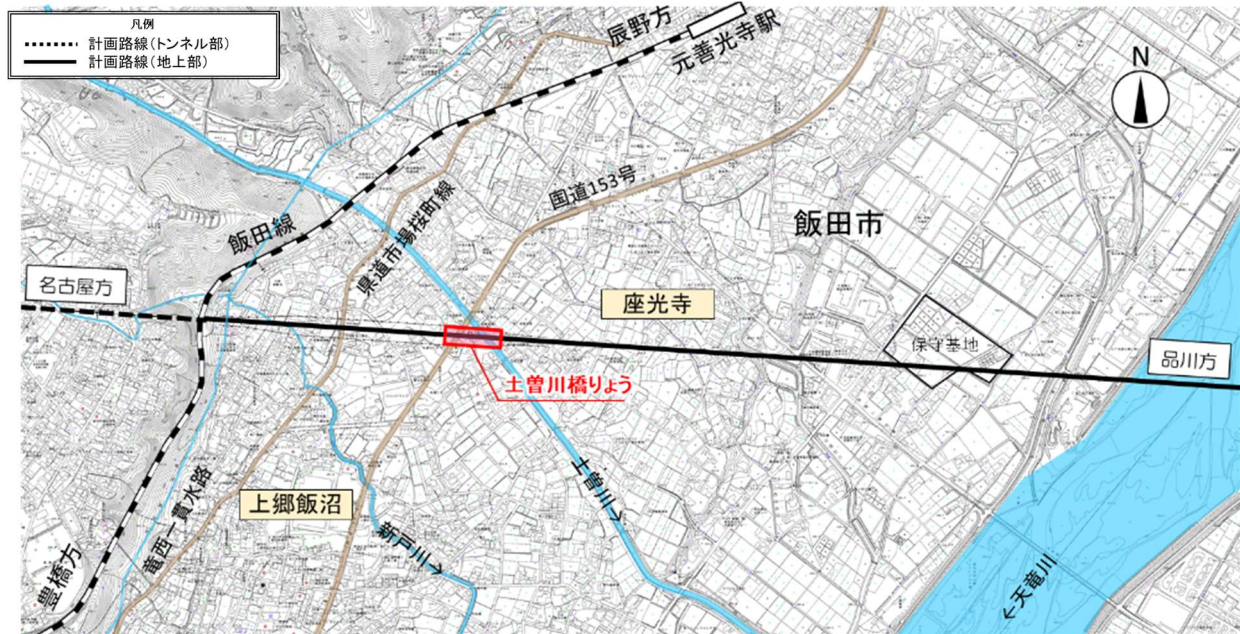
ク 橋脚基礎部において要対策土を使用するに至った経緯、使用する要対策土に含まれる物質の種類や濃度、及び要対策土の運搬車両の運行計画台数を環境保全計画書に追記すること。

ケ 周辺の地形・地質や活断層の状況を的確に把握するとともに、その内容を踏まえて土石流や断層変位による重金属等の漏洩のリスクを予め想定し、飯田市及び地域住民と共有しておくこと。

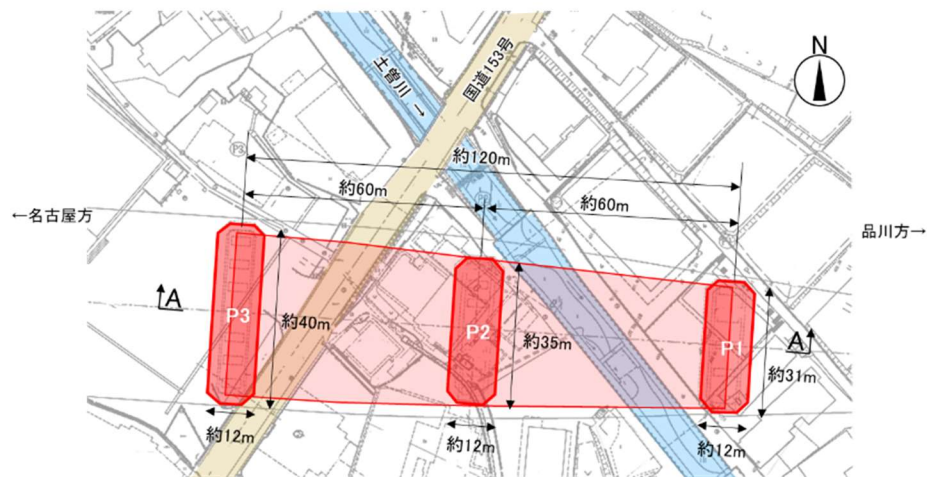
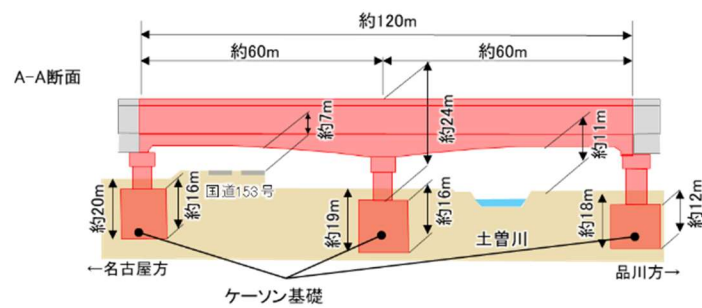
コ 当助言を踏まえた環境保全計画書の変更部分をはじめ、新たに見直した計画や対策の内容について、飯田市及び地域住民に丁寧に説明すること。

サ 新たに要対策土を運搬する計画への変更に伴い、温室効果ガスの排出量の増加が見込まれるため、環境保全措置の実施を徹底し、排出量のより一層の削減に努めること。

別紙2－1

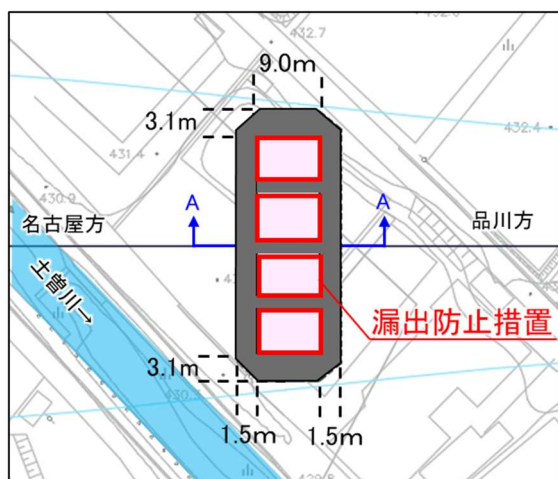


土曾川橋りょう位置図

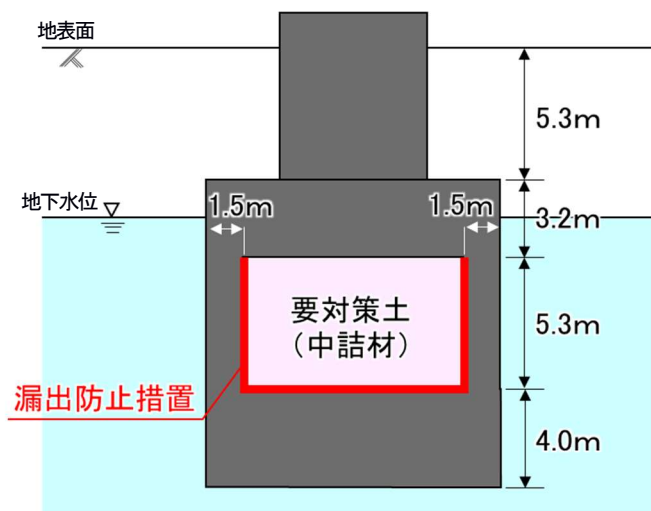


土曾川橋りょう詳細図

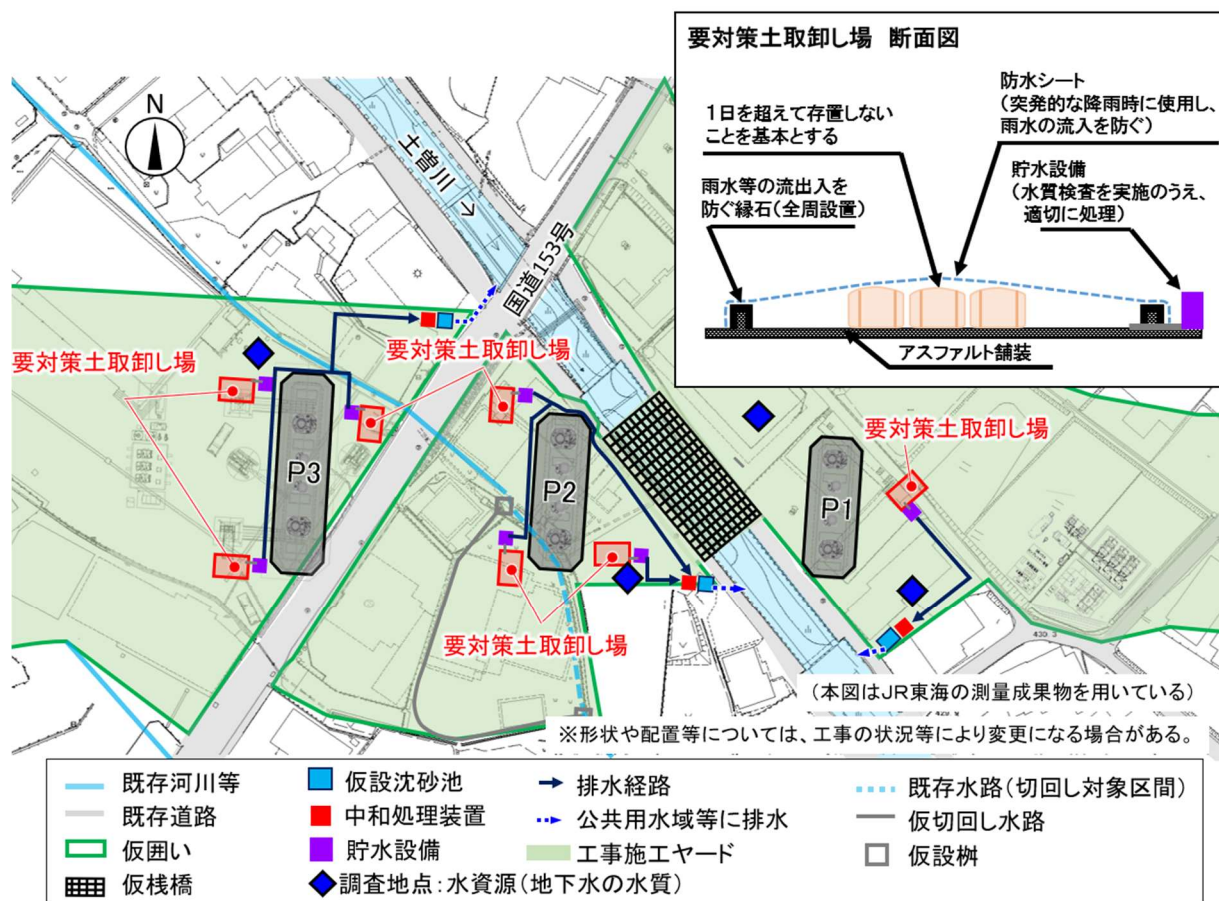
- ・橋脚基礎構造：ケーソン基礎
- ・活用する要対策土で土対法基準値を超過する重金属の種類：砒素（土対法基準値（0.01mg/L）を3倍程度超過）
- ・要対策土の活用量：合計約0.5万 m^3 （P1：約0.1万 m^3 、P2：約0.2万 m^3 、P3：約0.2万 m^3 ）



ケーソン基礎 (P1) 平面図



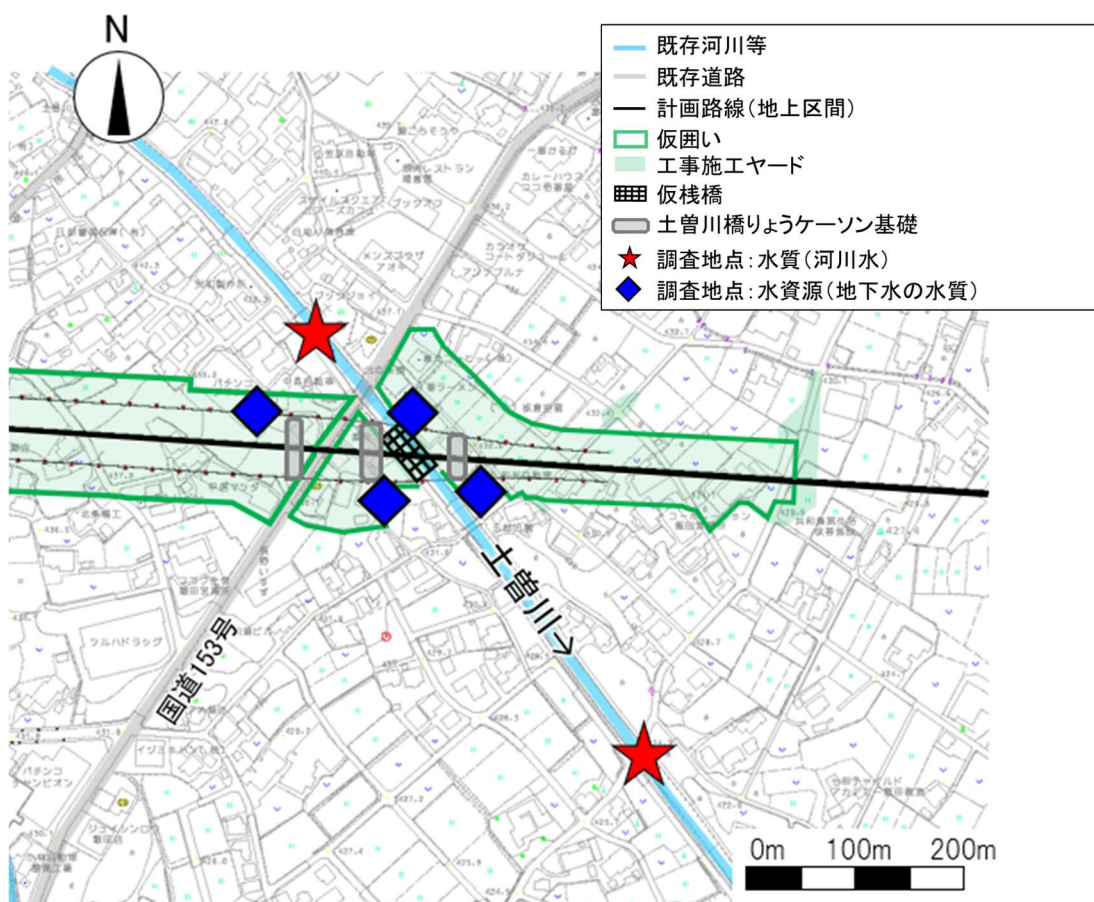
ケーソン基礎 (P1) 断面図 (A-A断面)



水環境に関する計画面での環境保全措置 (要対策土取卸し時)

要対策土の活用に係る調査

環境要素の区分	調査項目	調査地点	調査時期及び頻度
水質(河川水)	浮遊物質(ＳＳ)	下図	要対策土の取扱中：年１回 (低水期に実施)
	水温、水素イオン濃度(pH)、自然由来の重金属等※ ¹		要対策土の取扱中：月１回 要対策土の取扱後※ ² ：月１回
水資源 (地下水の水質)	水素イオン濃度(pH)、自然由来の重金属等※ ¹	下図	要対策土の取扱中：月１回 要対策土の取扱後※ ³ ：月１回

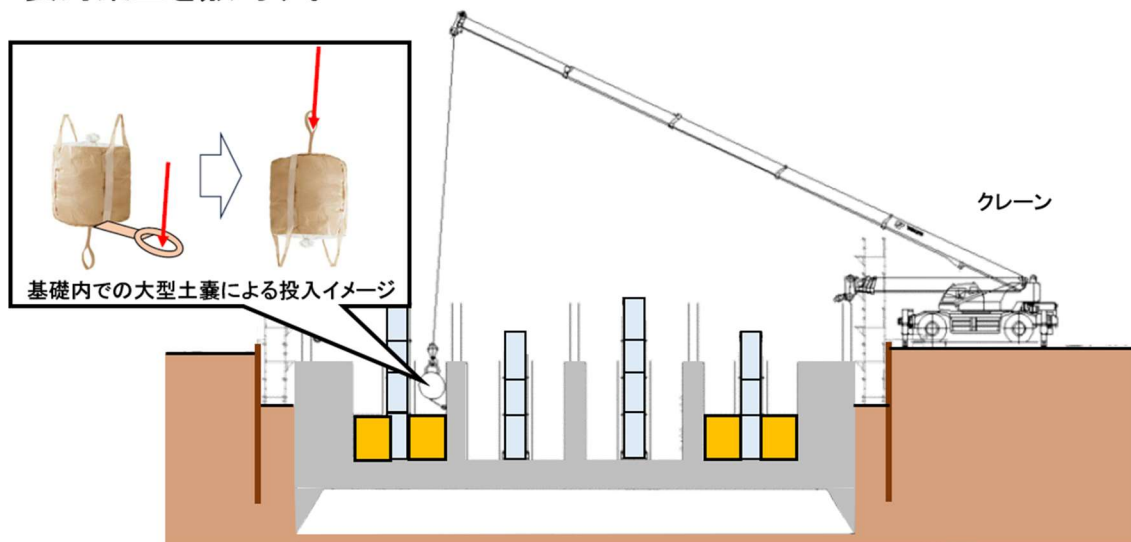


※今後の協議や現地状況等により、調査位置等は変更となる可能性があります。

- ※¹ カドミウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、砒素、ふっ素、ほう素を自然由来の重金属等とする。
- ※² 測定終了時期については、対象物質濃度の測定値が環境基準値を満たし、かつ工事前から工事中の測定値内であることを踏まえたうえで判断する。なお、これらによらない場合でも、バックグラウンド濃度等と比較のうえ、要対策土に起因しないと判断できる場合には、長野県等に確認のうえで判断する。
- ※³ 要対策土の存置中は継続して調査する。なお、調査期間・頻度・周知方法・調査方法等は関連地区の地元組織及び市と相談する。

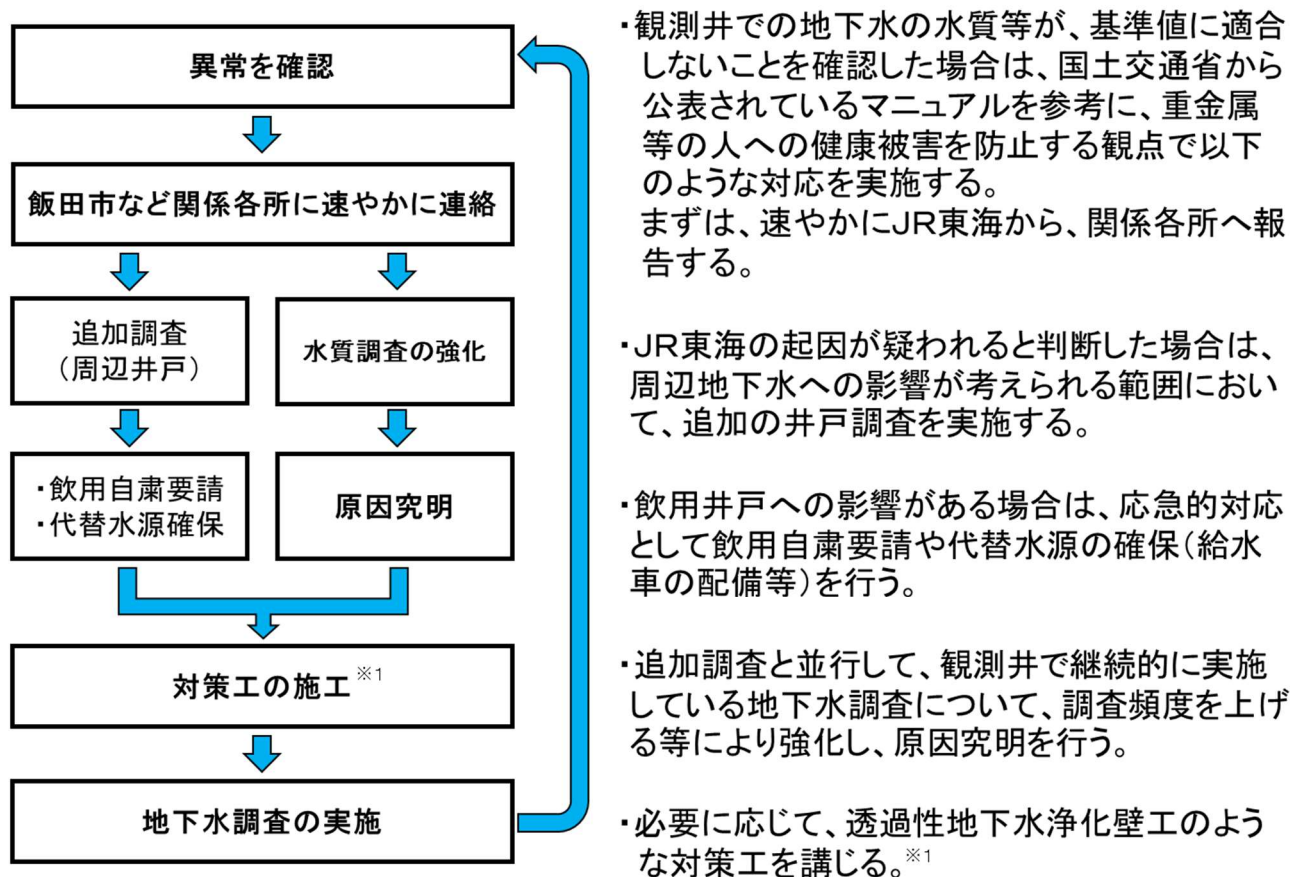
別紙4

- ・運搬車両の荷台からクレーンを用いて、要対策土が入った大型土嚢を取卸し場に仮置きする。
- ・クレーンにてケーソン基礎内に大型土嚢を吊下ろし、基礎内で大型土嚢の袋を開け、要対策土を敷均す。



要対策土のケーソン基礎内への投入計画図（イメージ）

異常時の対応フロー



※1 対策工の工法検討等は継続して行い、適切な工法を採用する。また、橋脚基礎部が損傷した場合は、損傷程度に合わせた補修を行う等、汚染源への対策を適切に行う。

異常時における連絡体制

